

入札説明書

件 名

【据置型デジタル式汎用 X 線診断装置
及び関連機器一式】



公益財団法人

筑波メディカルセンター

TSUKUBA Medical Center Foundation

この入札説明書は「据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び関連機器一式」の売買契約に係る入札の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加者は、次の事項を熟知のうえ入札書を提出されるようお願いします。

1.入札に付する事項

(1)「別記1」のとおり

2.入札参加者に必要な事項

(1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）に準じること。

(2) 入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、入札参加者所在都道府県の物品調達に係る指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 都道府県が発行する物品調達等競争入札参加資格を有する者。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

3.入札等

(1) 入札参加者（以下「参加者」という。）は、別添の仕様書及び添付書類等を熟知のうえ参加しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。但し、入札後は仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式第1号）を直接提出しなければならない。

ア 入札に付される物件名

イ 数量

ウ 入札金額

エ 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む）

オ 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(3) 入札書の提出場所は、別記1の「2」のとおりとする。

(4) 入札書の提出期限は、別記1の「2」のとおりとする。

(5) 代理人が入札する場合は、入札時まで委任状（様式第2号）を提出すること。

(6) 入札書の提出方法

入札書は直接提出することとし、郵送、電報、その他の方法による入札書の提出は認めない。

(7) 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について訂正線を引き、押印しておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

(8) 参加者又はその代理人は、入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(9) 参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で、入札に係る手続きを公正に執行することができない状態にあると認めたときは、手続きを延期し、又はこれを中止することができる。

(10) 入札金額には、購入物件代金のほか、納入に要する一切の費用並びに設置から正常な稼働までに必要な一切の工事、調整に要する費用を含むものとする。

(11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その加算した金額に1円未満の端数がある時は、端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、参加者又はその代理人は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 開札の日時及び開札の場所（以下、「開札場」という。）は、別記1の「2」のとおりとする。

(13) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者は、代理人を出席させる場合は、委任状（様式第2号）を持参させなければならない。この場合において、参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うこととするので、開札日の前日までにその旨を別記1の「3」の照会先あて連絡すること。

(14) 開札場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

(15) 参加者又はその代理人は、入札場へ入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

(16) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場へ入場することができない。

(17) 参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで開札場を退場することはできない。

(18) 入・開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該入・開札場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(19) 参加者又はその代理人は、本入札について他の入札者の代理人となることはできない。

(20) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある参加者又は代理人は、開札時に再度入札のための入札書を持参すること。

(21) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積り合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者又は代理人は、見積書を持参すること。

4. 入札保証金

免除する。

5. 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (3) 参加者の住所又は氏名（法人の場合は、所在地、名称若しくは商号又は代表者の氏名）の不明瞭なもの、記名又は押印を欠くとき
- (4) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (5) 金額を訂正した入札を行ったとき
- (6) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (7) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- (8) 代理人が委任状を持参しないとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (10) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (11) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

6. 落札者等の決定

- (1) 茨城県病院局会計規程第115条の規定に準拠した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、参加者又はその代理人等の直接入札者がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 再度入札においても、落札者がいないときは、参加者のうちで最低価格の入札書を提示した者を相手方として随意契約を行うものとする。
- (4) 落札者等が、指定期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札等の決定を取り消すものとする。

7. 契約保証金

免除する。

8. 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から3日以内（契約の相手方が遠隔地にあるなど特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書の作成に当たっては、当該契約の相手方となる者が契約書の案2通に記名押印し、公益財団法人筑波メディカルセンター 代表理事は当該契約書の送付を受けて当該契約書に記名押印し、うち1通を契約の相手方に送付するものとする。

- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (4) 本契約は、公益財団法人筑波メディカルセンター 代表理事が契約の相手方とともに契約書に記名押印して成立するものとする。

9. 契約事項

別添のとおりとする。

10. 入札参加者に要求される事項

- (1) 参加者又はその代理人は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）及び本件購入物品に係る技術仕様、適合性の説明および必要な書類として下記に掲げる書類を 2025 年 12 月 15 日（月）午後 5 時まで、当該参加者の負担において1部提出しなければならない。
 - ア 物品の別添「仕様書」との適合性が確認できる書類（応札仕様書）
 - イ 調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類
 - ウ 物品のカタログ（購入機器に係る全てのカタログ）
 - エ 参考見積書
 - オ 会社案内等
 - カ 都道府県が発行する物品調達等競争入札参加資格審査通知書（写）
 - キ 誓約書
- (2) 参加者又はその代理人は、(1)において提出された書類について、関係職員より説明を求められた場合、当該参加者の負担において説明をしなければならない。

11. その他

- (1) 参加者又はその代理人は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者等において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置をとられることがある。
- (3) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (5) 本件に関しての照会先は、別記1の「3」のとおりである。

【別記Ⅰ】

Ⅰ.一般競争入札に付する事項

(Ⅰ)購入物件

据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び関連機器 一式

・株式会社島津製作所 RADspeed Pro SR5 Version DI50BC-4I (1管球仕様) 一式

・株式会社島津製作所 RADspeed Pro SR5 Version DI50BC-4I (2管球仕様) 一式

(Ⅱ)購入物件の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(Ⅲ)納入期限

2026 年3月27日(金)

(Ⅳ)納入物件の設置場所

茨城県つくば市天久保Ⅰ丁目3番地Ⅰ

筑波メディカルセンター病院

2.入札及び開札の日時及び場所

入札日時:2025 年 12 月 19 日(金)午前 10 時 30 分

入札場所:〒305-8558 茨城県つくば市天久保Ⅰ丁目3番地Ⅰ

公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院 外来棟 3 階 小会議室

電話 029-851-3511

入札書は上記日時、場所において持参により提出する。

開札は入札終了後、入札と同じ場所で行う。

3.本件に関しての照会先

〒305-8558 茨城県つくば市天久保Ⅰ丁目3番地Ⅰ

公益財団法人筑波メディカルセンター 総務部 購買管理課

電話:029-851-3511

FAX:029-858-2773

E-mail:t-nakajima@tmch.or.jp

入 札 書

年 月 日

公益財団法人筑波メディカルセンター
代表理事 志 真 泰 夫 殿

住所：_____
名称又は商号：_____
代表者氏名：_____
代理人氏名：_____

仕様書（及び図面等）に指示された事項を承知のうえ、茨城県病院局会計規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 21 号）及び入札説明書により下記のとおり入札します。

記

1. 物件名・数量

据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び関連機器一式

・株式会社島津製作所

RAD speed Pro SR5 Version D150BC-41
(1 管球仕様) 一式

・株式会社島津製作所

RAD speed Pro SR5 Version D150BC-41
(2 管球仕様) 一式

2. 金 額

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※1 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。

※2 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

様式第2号

委任状

年 月 日

公益財団法人筑波メディカルセンター
代表理事 志 真 泰 夫 殿

住所：_____

名称又は商号：_____

代表者氏名：_____ 印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

1. 代理人

住所：_____

氏名：_____

2. 委任事項

年 月 日

公益財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院において
行われる据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び関連機器一式の入札（見積）に
関する件

受任者（代理人）使用印鑑



一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

公益財団法人筑波メディカルセンター
代表理事 志 真 泰 夫 殿

住 所 : _____
名称又は商号 : _____
代表者氏名 : _____ 印
担当者名 : _____
緊急連絡先 : _____

年 月 日付で公告のあった下記の物品調達に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。
なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札公告のあった調達物品名

据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び関連機器一式

- ・株式会社島津製作所

RAD speed Pro SR5 Version D150BC-41
(1 管球仕様) 一式

- ・株式会社島津製作所

RAD speed Pro SR5 Version D150BC-41
(2 管球仕様) 一式

2. 添付書類

- 1) 物品の別添「仕様書」との適合性が確認できる書類（応札仕様書）
- 2) 調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類
- 3) 物品のカタログ（購入機器に係る全てのカタログ）
- 4) 参考見積書
- 5) 会社案内等
- 6) 都道府県が発行する物品調達等競争入札参加資格審査通知書（写）
- 7) 誓約書

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人筑波メディカルセンター
代 表 理 事 志 真 泰 夫 殿

住 所：
名称又は商号：
代表者氏名： 印

下記事項について誓約いたします。

記

1. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。
2.
 - （1）個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員ではありません。
 - （2）次のいずれかに該当する者ではありません。
 - （ア）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - （イ）暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - （ウ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - （オ）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （カ）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
 - （3）暴力団員又は（2）の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

以上

据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び 関連機器一式の売買契約書

1. 品 名 : 据置型デジタル式汎用 X 線診断装置及び関連機器一式
2. 型式・数量 : 株式会社島津製作所
RAD speed Pro SR5 Version D150BC-41
(1 管球仕様) 一式
株式会社島津製作所
RAD speed Pro SR5 Version D150BC-41
(2 管球仕様) 一式
3. 契約金額 : 金 円 (内消費税 円)
4. 納入期限 : 年 月 日 ()
5. 納入場所 : 公益財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院
茨城県つくば市天久保 1 丁目 3 番地 1
6. 契約保証金 : 茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項第 3 号の規定に準じて免除

買主 公益財団法人筑波メディカルセンター (以下「甲」という。) と
売主 () (以下「乙」という。) とは、
上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

- 第 1 条 乙は、甲の示す仕様書(又は図面)に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 2 乙は、仕様書(及び図面)又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。
- 第 2 条 乙は物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による納品書を受領したときは、10 日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。
- 3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。
- 4 乙は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査結果に基づき、異議を申し立てることができないものとする。
- 第 3 条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第 2 項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額して、乙に納入させることができる。
- 第 4 条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
- 第 5 条 前条の引き渡し前に生じた亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。
- 第 6 条 乙は、納入した物品に隠れた瑕疵があったときは、この契約を履行した日から

- 1 年間（仕様書で別に保証期間を定める場合はその期間による。）は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。
- 2 乙は、甲に対して前項に規定する瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。
- 第 7 条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。
- 第 8 条 乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。
- 第 9 条 乙は、天災地変等その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その理由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。
- 第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を徴収することができる。
- 3 甲は、第 1 項に規定する場合のほか、特に必要があると認められる場合は、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除が乙の責によらない場合で乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。
- 4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 甲は、第 1 項又は第 3 項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
- 第 11 条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき、延滞日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 条）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償の額が 100 円未満であるときはその金額を切り捨てるものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 2 乙は、第 3 条の手直し、補強又は取り替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償金を納めなければならない。
- 3 前 2 項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。
- 第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合には、この限りではない。
- 第 13 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う

恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して解決することとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

茨城県つくば市天久保 1 丁目 3 番地 1
公益財団法人筑波メディカルセンター
代表理事 志真 泰夫

乙